

サセックス・ダウンズメン協会 (The Society of Sussex Downsmen) の活動：戦後ダウンランド委員会関係史料 1939-1941

坂梨健史郎

はじめに

イングランド南部に位置するサウス・ダウンズ (the South Downs) は、東はイースト・サセックス州から西はハンプシャー州にまで続く長大な丘陵地帯であり、それはロンドンを含むイングランド南部の多くの人々に今日まで愛されてきた。それは牧草地として機能しただけでなく、人々に散策と眺望の場を与え、その景観はイングランド南部の、時にはイングランド全体の自然のシンボリック的存在となってきた¹。

そのサウス・ダウンズのサセックス州内での景観保全やそのほか通行権等の保護を主な活動目的とする団体がサセックス・ダウンズメン協会 (The Society of Sussex Downsmen, 以下「SSD」とする) である。この非営利組織は1924年、サセックス在住の文人アーサー・ベケット Arthur Beckett を会長として、サセックス州およびロンドン在住の名士によって結成された。SSDは今日でも活発な活動を続けているが、本稿は第2次大戦中にSSD内に発足した戦後ダウンランド委員会 (Post War Downland Committee) 関係の史料について、1941年のそれを中心に略述するものである²。

[サセックス・ダウンズのスケッチ地図, SSDの各地区を示す] 同地図が1930年に初めて作成された際に各地区担当者宛てに送られた物の原本。

[地区担当者への覚書]

ハンプシャー州境からイーストボーンに至るサウス・ダウンズは12の地区に分割し、各地区は地区担当者が監督するものとする。頻繁に歩道を歩き、あるいは他者にその旨促し、己の担当地区に知悉すべく努められたし。全ての障害物、野点看板 (hoardings) すなわち醜悪な (unsightly) 広告

による景観破壊、自動車によるダウنزの不法な使用、新たな植樹なしに古木を必要なく伐採する行為、各所で溜まるに任せたごみ、ダウنز上の新規の建造物すべて、危機に瀕している古い建造物や史跡、土塁や古墳などの記念物、崩落に瀕している古い橋、新規の電線の建設、白亜土 (chalk) の新規採取場の稼働云々に十分留意されたし。SSDは公衆の権利のみならず私有者の福祉も尊重していることを肝に銘じられたし。

[ダウنز調査の提案 (1939年)] (迫りくる戦争に近すぎるとの理由で実施されず)

直近のSSD理事会において、地域統括官の支援を受けてダウنزの調査を行うことが決定された。この調査の目的は、[ダウنزの] 美観 (amenities) のどの部分が損なわれているかを見出し、かつ同調査をSSDのプロパガンダ目的で活用することである。かのような調査によりどの地区が最もSSDの助力を必要としているかをSSD自身にも明らかになる公算が高い。貴殿の地区の地図を同封致します。アーサー・ベケット (会長) アーヴァイン・ベイトリー (理事長)

[デリマンの提案, 1941年8月23日]

先の四月のSSD年次総会においてSSD会長は述べられた: 「戦後の我が国の経済活動 (economic life) においてダウنزが果たすことになる役割についてお話するならば、この地域の一部に進入 (gain access) するかもしれぬ建売業者その他自然美の略奪者 (despoilers) による手柄に終焉が来ることを望みます。農業の発展と公衆の愉悅、この二つの目的のためにこそダウنزが自然によって創造されたと私は信じるのだが、その目的にダウنزが帰来することを望みます」

第一に、農業目的でのダウنز利用について。今日、ブライトンの背後、および私の想定ではダウنزすべてにわたり、農耕が猛威を振るって (in full sway) いる。このことは報道写真が証明するところであり、またウディングディーンの写真の土地はSSDの行動なかりせば火葬場その他多数の建造物や益体もないダウنز横断道路、墓石や工場等どうの昔に覆いつくされていたであろう。「ブライトンを埋葬地に (Brighton for Burials)」が合言葉であったのだ。

他方、自治領 (the Dominions) の利害だけでなく諸外国のそれをも考

慮する必要がある。このことが明白に意味するのは食糧および飼料の輸入増加であり、結果として農業の縮小を伴う。あらゆる種類の輸入食糧の価格は総じて国内生産品よりも安価になるからだ。私が信ずるところでは、戦争が終わり次第農家はその地所 (acreage) の縮小を余儀なくされ、多くの土地が建売業者の活動の対象となり、「拡大自治都市」当局の提案による市街地区域の拡大の対象になるのを目の当たりにするであろう。

海沿いの目抜き通りと新しいウェスタン・ロードおよびその他ひょっとしたら1, 2本の道路を除けば、ブライトンはいまや荒廃した通りの街であり、[イングランド] 北部工業都市の最悪な物のうちの若干を除けば私の記憶にないほど荒廃している。かつては洗練された地域であったケムプ・タウンはひどい有様だ。海岸通りの裏手は嫌悪すべき荒廃ぶり、ウェスタン・ロード北側も同様だ。この関連でいえば、注目に値するのは長老議員 (Aldermen) と市会議員 (Councillors) の一部 (およそ7から10パーセント) が自治都市の外部に居住していることだ。彼らの怠慢によってブライトンが居住に不適な地域となったからである。

海岸通りはハウヴからソルトディーンに至るまで台無しとなり、16歳未満と40歳以上の者にとってこの道路を横断するのは明白に危険行為である。居住地およびリゾートの中心地としてのブライトンの魅力は大部分消えてしまった。

しかし建売業者と戦うための唯一の進路は、法により例えば各タウンの周囲に5マイルの幅で緑地帯を作るべきと主張することである。

破壊者ども (建築会社) は鎖につないで国家／国民 (the Nation) への神からの賜物たるカントリーサイドを台無しにする試みを阻止せねばならない。

戦争なかりせば、ダウンズはすぐにも別荘や団地が産み付けられていた (be spawned over) であろう。願わくは再びそれが起きぬことを。さらなる破壊を防ぐべく我がSSDができることは多である。

[1941年8月12日付C. E. クックの覚書写し]

地元当局は都市計画を実行するのに適していない。細切れの組織はいかなる計画も金銭的にせよ何にせよ適切に実施することは不可能である。地元の利益のみが考慮され、地元当局は通例地元の建設や利害に支配されている。保健省は地元当局と建売業者の術中にはまり、提示されたいかなる

計画も妥協してその半分を彼らに渡してしまう。

我々に必要なのはたとえばダウンランド地域および隣接する海岸地域に関して域内のいかなる計画にも「賛否」(Yea or Nay)を表明できる権限を持つ単一の主体である。

[第11番地域の地域管理者A. H. クルックからの1941年7月26日付の書簡の抜粋(ケンブリッジ保全トラストおよびオックスフォード・トラスト)]

ケンブリッジ保全トラストの事務局長との間で最近若干の文通があり、同局長によれば我々の田園地帯及び都市の保全に関する統一的計画スキームを政府に提出せんがためこれら[イングランド]すべての様々な保全協会が結束しつつあるとのことである。あのおぞましい建売業者どもが忙しくなる前に、今こそ計画を作成するときである。戦争終結後すぐに確固たる計画を作成せねば、住宅が現れ始め、一度始まると止めるのは不可能である。いまこそ我ら自身のこの特別な地域で活動し行動すべき時だ。SSDも(まだそうしていないならば)オックスフォード・トラストにより提言されたものと類似のダウンズ計画体制を発表すべきだと考える。

[同上(1941年9月10日)]

我が島の地面の最も効率的な使用のための完全な計画が不可欠だ。実地調査(survey)が準備されるべきであり、それから法的拘束力のある(statutory)計画を義務化しなければならない。制限的な管理よりもむしろ建設的なガイダンスが狙いであるべきだ。ダウンズはとうの昔に国立公園になっているべきだった。しかしながら、我々は着想(ideas)を得るのだ、そして我々の計画を作成しその着想に向けて進み続けるのだ。

[同上(1941年11月7日)(戦後ダウンランド委員会同年12月6日会合宛て提出)]

貴殿とベイトリー大佐のご興味を引くかもしれないと思い、新聞(私の息子の『建築新聞』(Architectural Journal)から切り取ったもの)を同封いたします。ほかの人々が何をして何を考えているかを教えてください。大変包括的で、理想主義に近いですが、「もし」実行可能ならば素晴らしい枠組みとなるでしょう。(どなたかの)労苦と、関係する全協会間での相互協力を考えれば我々がイングランドを居住に良き楽しい土地に変えら

れない理由がありません。私はリヴァプールから帰ったばかりで、当地はあれこれひどいものですが、住民の進取の気風が強く、アプレ・ラ・ゲール・フィニール [フランス語：戦争が終わった後] 何かがなされることでしょう。

[RIBA (Royal Institute of British Architects) 再建委員会の計画及びアメニティーズ班の中間報告]

全国的な計画主体 (authority) が不可欠

1. 現今の計画主体

1932年都市計画法の下で法的な計画主体は都市と田園を問わず自治都市 (borough) の地元の行政府であり、これらの多くは計画目的のため自発的に統合して一定範囲の地域を形成している。その権限を州当局に移譲した事例もあるが、権限がそのような形で移譲されない限り州政府はロンドンの外では法的な計画主体にはなりえない。しかしながら、ロンドン州内においてはロンドン州議会とロンドン市法人はその各々の地域内では [法的な] 計画主体となる。

1935年带状市街制限法 (Ribbon Development Act) [著者注：「带状市街」とは幹線道路沿いに伸びて行く带状の街並みをいう] の下で、公道当局は指定されたすべての道路の中心線より22フィート以内および道路への全てのアクセスにおけるいかなる開発にも管理権を付与され、他の特定の道路についても訓令が下されていれば管理権が付与されている。また1936年幹線道路法の下で、交通省は指定の幹線道路に関して類似の権限を行使している。したがって様々な計画目的に応じて管轄が分散しており、このことが過去には大きな混乱を招いてきた。さまざまな主体が純粹に部門的動機から行動しがちで、結果として現地において複数の目的が食い違う事態を招いた。

2. 現行計画からの免除

現在、政府部局は計画管理から全て免除されており、多くの公的企業 (鉄道、ドック、電気事業、ガス会社等) もまたかなりの程度免除されている。このような免除はバランスの取れた計画へのいかなる試みもえてして台無しにする。

土地の公的所有について：全体的または部分的な土地国有化の可能性について多に議論されている。王立英国建築家教会の特別委員会により作

成された補償と改良に関するある報告書が注目されるべきである。同報告書はこの「国有化という」非常に困難な問題を扱うにあたっての、地主にとっても公正でありかつ民間主導の本質を失わない手法の可能性を提示している。

1 Peter Brandon, *The South Downs* (Chichester, 1998), xv.

2 本稿の史料は英国イースト・サセックス州文書館 (East Sussex Record Office) 所蔵「サセックス・ダウンズメン協会」史料中の「戦後ダウンランド委員会 (Post War Downland Committee)」関係の書簡や文書である (整理番号ACC6849, Box 5)。なお, SSDは現在では「サウス・ダウンズ協会 (South Downs Society)」という名称になっている。